

平成20年度介護保険施設等における身体拘束状況調査結果について

平成21年10月

調査目的	府内における身体拘束廃止事業の進捗状況を把握し、身体拘束ゼロ推進に向けた意識の高揚を図るとともに、毎年減少する施設等の身体拘束実績の更なる減少に資することを目的とする。
調査対象施設等	介護保険施設、入所系介護保険事業所（介護予防を含む） 432施設等（前年度：401施設等）
調査基準日	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
回収状況	有効回収数 353施設等（前年度：330施設等） 有効回収率 81.7%（前年度：82.3%）

1 身体拘束の有無について

(1) 平成20年度中に身体拘束を実施していた対象施設等は、145施設等であり、有効回収施設等の約4割（41.1%）であった。

(H20年度回答施設等数：353)

調査年度	調査基準日	身体拘束を実施した施設等数	回収施設等中の実施割合
平成20年度	平成21年 3月31日	145施設等（-15）	41.1%（-7.4）
平成19年度	平成20年 3月31日	160施設等（+29）	48.5%（-3.7）
平成18年度	平成19年 3月31日	131施設等（-7）	52.2%（-2.8）
平成17年度	平成18年 1月 1日	138施設等（-24）	55.0%（-10.9）
平成15年度	平成16年 1月 1日	162施設等（-3）	65.9%（-8.1）
平成14年度	平成14年10月 1日	165施設等（-18）	74.0%（-7.7）
平成13年度	平成13年10月 1日	183施設等	81.7%

※1 () 内は前年度からの数値の推移

※2 平成16年度は国における「身体拘束実態調査」が実施されたため、府調査は未実施

(2) 有効回収施設等全体で629人に対し、延べ3,211件の身体拘束実施が確認された。

<平成21年3月1日～3月31日の1箇月間の状況>

身体拘束の実施態様の主な内容は以下のとおりであり、「ベッド柵」の使用が4割を占め、「Y字型拘束帯等」「ミトン型手袋等」「介護衣等」の使用で、全体の7割を占めている。

(回答施設等数：①145 ②160)

	身体拘束の態様	実人数 (%)	
		①平成20年度	②平成19年度
1	自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む	241 (38.3%)	392 (42.2%)
2	車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける	75 (11.9%)	116 (12.5%)
3	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	75 (11.9%)	111 (11.9%)
4	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる	71 (11.3%)	58 (6.2%)
5	その他	167 (26.6%)	253 (27.2%)
平成20年度中の身体拘束実施人数等の合計		629	930

※その他の例：「転落、ずり落ち防止のために、車いすをテーブルにさしこむ」「転落防止のために、窓に施錠をする」「玄関の扉を施錠する」

身体拘束を実施していた145施設等について

- 2 身体拘束を行う場合の手続きについて (回答施設数：145)
- (1) ほぼ全ての施設等(98.6%)で、「本人や家族への説明を行って承諾を得ている」と回答があった。うち、「入所時に前もって承諾を得ている」施設等は、約1割(13.1%)。
- (2) 利用者への身体拘束の必要性の判断をどこで行っているかについては、
- ① 「施設内のケア会議等での判断による」とした施設等数が最も多く、約6割(63.4%)。
 - ② 次に、「施設長や医師が判断し現場に指示している」とした施設等が、約2割(23.4%)。
 - ③ また、「予め作成したマニュアル等によって判断している」とした施設等が、約1割弱(6.9%)。

- 3 身体拘束廃止推進への取組状況について (複数回答可、回答施設数：143)
- ほぼ全ての施設等(97.9%)で、「身体拘束廃止推進の取組を実施・進めている」と回答があった。
(回答施設等数：①143 ②331)

取組の具体的内容		回答数 (%)	
		①拘束のあった施設等	②回答施設等全体
1	施設内に身体拘束廃止に係る委員会を設置	98 (68.5%)	191 (57.7%)
2	施設内で研修会等を実施	86 (60.1%)	220 (66.5%)
3	施設内で身体拘束に係るマニュアル等を作成	114 (79.7%)	245 (74.0%)
4	外部研修会等へ参加	78 (54.5%)	173 (52.3%)
5	その他	18 (12.6%)	38 (11.5%)

※ 割合は回答のあった施設等数に対するもの

- 4 身体拘束の廃止が困難な理由について (複数回答可、回答施設数：140)
- (1) 「介護を担当する職員が少ない」が最も多く、約6割(58.6%)の施設等で回答があった。
- (2) 他に多くの回答があったのは、
「拘束せず事故発生した場合、家族からの苦情や損害賠償請求が心配」(約5割(51.4%))、
「本人や家族から身体拘束廃止への理解が得られない」(約5割(47.1%))であった。
- 5 身体拘束廃止困難事例が発生した場合に選択した解決方法について (複数回答可、回答施設数：132)
- (1) 「施設内のカンファレンス等を通じて解決した」が最も多く、約9割(87.1%)の施設等で回答があった。
- (2) 他に多くの回答があったのは、
「施設内の身体拘束廃止委員会等で検討した」(約5割(48.5%))、
「他の施設と情報交換を行った」(約2割(18.2%))であった。
- (3) 施設内検討(1又は2を選択)により解決したのは、約9割(96.2%)であった。

(回答施設等数：①132 ②317)

解決方法		回答数 (%)	
		①拘束のあった施設等	②回答施設等全体
1	施設内のカンファレンス等を通じて解決した	115 (87.1%)	216 (68.1%)
2	施設内の身体拘束廃止委員会等で検討した	64 (48.5%)	107 (33.8%)
3	他の施設と情報交換を行った	24 (18.2%)	34 (10.7%)
4	参考となる図書や事例集を活用した	14 (10.6%)	31 (9.8%)
5	その他	12 (9.1%)	36 (11.4%)

※ 割合は回答のあった施設等数に対するもの